

### ③ 予防・まん延防止

- 学校、通所施設等では、感染が広がりやすく、また、このような施設で感染が起こった場合、地域流行の中心となる危険性がある。そのため、国内発生早期から学校、通所施設等の臨時休業を実施するとともに、各学校等へ入学試験の延期等を要請する。(学校等の対策)
- さらに、外出や集会の自粛要請等の地域対策、不要不急の事業の自粛要請等の職場対策を行い、社会的活動における接触の機会を減らし、地域や職場における感染機会を減少させる。(社会対策)

(行動計画 15ページ) 41

### ④ 医療(基本は都道府県)

- 第三段階のまん延期以降は、患者数が大幅に増大することが予想されることから、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や公共施設等に患者を入院・入所させることができるよう、その活用計画を策定しておく。また、在宅療養の支援体制を整備しておく。

(行動計画 17ページ) 42

## ⑤ 情報提供・共有

- 収集した情報については、新型インフルエンザの感染防止やパニック防止の観点から、適宜情報提供を行い、国民全体で情報を共有していく必要がある。

(行動計画 18ページ) 43

## ⑥ 社会・経済機能の維持

- 国や地方自治体においても、必要最小限の行政サービスを維持するため、業務継続計画の策定を進める。



市町村長をトップとした全庁的な体制整備必要

(行動計画 19ページ) 44

## 市町村が関わる業務【前段階】

- 訓練、行動計画・業務継続計画等の策定、自衛隊等との連携強化（都道府県等）
- ワクチンの接種体制構築（検討中）
- 医療体制整備（都道府県等）、保健所を中心とした対策会議に参加。医療関係者等に対する研修（都道府県等）
- 地方衛生研究所における検査体制整備（都道府県等）
- 適切な診断治療（都道府県等）、積極的疫学調査や接触者への対応（都道府県等）、死亡例の対応（都道府県等）
- 緊急的な情報共有システム（都道府県等）
- 社会的弱者の把握と各種対応の具体的手続き

（都道府県等：都道府県ならびに保健所を設置する市及び特別区） （行動計画 21ページ～）<sub>45</sub>

## 市町村が関わる業務【第一段階】

- 検疫所、地方自治体等との連携確認・強化（都道府県等）  
（健康監視について都道府県から要請の可能性）
- 発熱相談センターを設置
- 治療への適切な使用と予防投薬（都道府県等）
- 一時的に遺体を安置できる施設等の確保

（都道府県等：都道府県ならびに保健所を設置する市及び特別区） （行動計画 34ページ～）<sub>46</sub>

## 市町村が関わる業務【第二段階】

- 積極的疫学調査(都道府県等)
- 濃厚接触者等への予防投薬(都道府県等)
- 外出自粛、活動自粛等の要請(都道府県等)
- 学校、通所施設等へ臨時休業の要請
- 発熱外来を設置(都道府県等)
- 検査・診断・予防投薬(都道府県等)
- 適切な使用と予防投与(都道府県等)
- 相談窓口の設置(都道府県等)

(都道府県等:都道府県ならびに保健所を設置する市及び特別区) (行動計画 42ページ〜)<sup>47</sup>

## 市町村が関わる業務【第三段階】

- 第二段階を継続(国内での感染拡大防止)
- 病院・高齢者施設等における感染対策強化・濃厚接触者等への予防投薬・外出自粛、活動自粛等の要請(都道府県等)
- 通所施設等へ臨時休業の要請
- (まん延期):入院措置の中止(都道府県等)と公共施設の利用検討
- (回復期):患者数の減少により、患者が利用していた公共施設の閉鎖
- まん延期以後、予防投与の対象者縮小(都道府県等)
- 在宅での新型インフルエンザ患者療養者の支援、死亡した患者への対応
- 在宅の障害者や高齢者等への生活支援
- 一時的な遺体安置施設等の確保

(都道府県等:都道府県ならびに保健所を設置する市及び特別区) (行動計画 47ページ〜)<sup>48</sup>

## 6. まとめ

49

### 市町村に求められる役割＝「住民支援の最前線」

#### 個人・家庭・地域にむけての啓発

##### 未発生期

- 情報収集
- 通常の季節性インフルエンザ対策
- 社会・経済活動に影響が出た場合への備え
- 家庭での備蓄

##### 海外発生期以降

- 情報収集
- 感染拡大の防止・外出自粛
- 本人、家族等が発症した場合の対応
- 医療のかかり方

#### 住民生活の支援

##### 未発生期

- 情報収集・提供
- 支援を必要とする世帯の把握  
(高齢者世帯、障害者世帯等)
- 食料品等の提供準備

##### 海外発生期以降

- 情報収集・提供
- 食料品等の提供
- 相談窓口の設置

#### 行政機能の維持、感染拡大防止

##### 未発生期

- 業務継続計画の策定
- 職員の感染防止対策
- 感染症対策における都道府県との連携

##### 海外発生期以降

- 業務継続計画の実行
- 感染症対策における都道府県の支援

50

## 市町村に期待すること

- 平常時にやるべきこと、新型インフルエンザが発生した場合にどのように行動するかをまとめた「行動計画」「ガイドライン」の策定。  
(くれぐれも衛生部局が中心とならないように。首長がリーダーシップを発揮し、危機管理部局が中心となって)
- 「行動計画」「ガイドライン」をベースに訓練の実施。
- 住民への啓発・普及。

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ  
に関する関係省庁対策会議

### 新型インフルエンザワクチン接種の 進め方について(第1次案)

#### <概 要>

※ 本案は、政府として明らかにする第1次案であり、今後、国民的議論を経て決定していくものである。

平成20年9月18日

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ  
に関する関係省庁対策会議

## ワクチン接種順位の検討

医療従事者や社会機能の維持に関わる者が感染すれば、最低限の国民生活すら維持できなくなるおそれ。

このため、その社会的使命や職責から新型インフルエンザの感染リスクを避けられない者に対しては、ワクチンを先行的に接種することが必要。具体的には、

- ① 新型インフルエンザ発生前に事前接種すべき者を定める。
- ② 発生後にプレパンデミックワクチンを接種する者の範囲と進め方を定める。
  - ※ プレパンデミックワクチンは既に一定量が備蓄されていることから、対象者に対し製剤化後速やかに接種することが可能である。
- ③ パンデミックワクチンの接種者についても、順次検討を進める。

他方、全て国民は平等にその生命や権利を尊重されるべき。また、ワクチン接種の順位は国民全てに関わるため、倫理面を含め、様々な意見。

今後、検討を進めるに当たっては、次の点に配慮。

- ・ 対象者の選定や順位の考え方等をできる限り明らかにする
- ・ 議論の透明性を確保する
- ・ 多様な関係者・関係機関を巻き込んだ国民的な議論を行う

53

## 先行接種の対象者と順位(案)の考え方(1)

ワクチンは、感染リスクを考慮しつつ、「感染拡大防止・健康被害の最小化」及び「社会・経済機能の破綻防止」に資する業種・職種に従事者に対し、先行的に接種（カテゴリーⅠ→Ⅱ→Ⅲの順）

新型インフルエンザ対策の目的

ワクチンの先行的な接種の対象

感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめる

社会・経済機能の破綻に至らせない

### 【カテゴリーⅠ】

■発生時に即時に第一線に対応する業種・職種

- ① 感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種

### 【カテゴリーⅡ】

■国民の生命・健康・安全・安心に関わる業種・職種

- ② 新型インフルエンザ対策に関する意思決定に携わる者
- ③ 国民の生命・健康の維持に関わる業種・職種
- ④ 国民の安全・安心に関わる業種・職種

### 【カテゴリーⅢ】

■国民の最低限の生活の維持に関わる業種・職種

- ⑤ ライフライン維持に関わる業種・職種

職務遂行時の感染リスクの大きさ

54

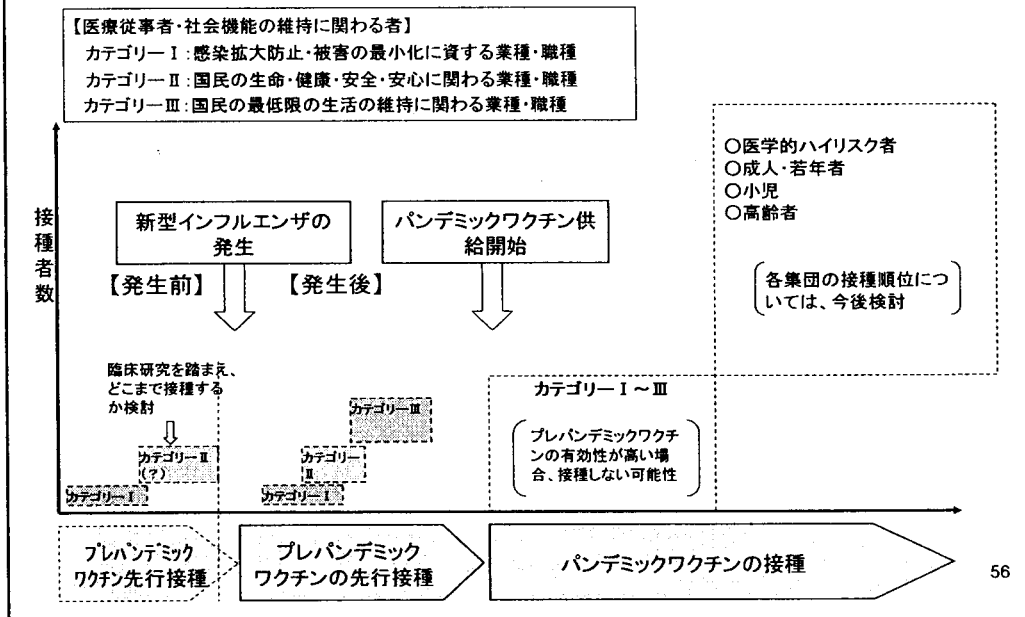
## 先行接種の対象者と順位(案)の考え方(2)

| カテゴリー | 考え方   | 業種・職種  |
|-------|---|--|
| I     | 感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種<br>発生時、直ちに感染拡大防止に従事する医療機関や水際対策に関わる者、在外邦人の帰国を含む国際輸送に関わる者。<br>※感染リスクが高く、早期に接種する必要。 | 感染症指定医療機関、保健所、救急隊員・消防職員(救急業務等に関わる者)、検疫所・入国管理局・税関、在外公館職員、自衛隊・海上保安官・警察職員(新型インフルエンザ対策に従事する者)、停留施設(宿泊施設)、国際航空、空港管理、外航海運  |
| II    | 新型インフルエンザ対策に関する意思決定に携わる者  | 首相・閣僚等、国・地方自治体の新型インフルエンザ対策の意思決定に関わる者等  |
|       | 国民の生命・健康の維持に関わる業種・職種  | 感染症指定病院等以外の医療従事者、福祉・介護従事者、医薬品・医療機器製造販売   |
|       | 国民の安全・安心に関わる業種・職種   | 国会議員・地方議会議員、警察職員、報道機関、通信事業、法曹関係者、矯正職員等   |
| III   | ライフライン維持に関わる業種・職種   | 2か月にも及ぶ流行の波の期間中、国民の最低限の生活を維持するため、公共サービスを始めたライフラインの維持に関わる事業者等の機能を維持。<br>電気・原子力・ガス・石油、熱供給事業、水道関連事業、郵便、航空、空港、水運、鉄道、道路旅客・貨物運送、道路管理、倉庫、運輸付帯サービス、食料品・生活必需品の製造・販売・流通、金融、情報システム、火葬・埋葬、廃棄物処理、国家・地方公務員(最低限の生活維持に不可欠な事務事業に携わる者) |

※各カテゴリーの人数については、今後の選定の過程で調査を行うものとする

55

## ワクチン接種のスケジュール(イメージ)



56



(参考1)プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの違い

|      | プレパンデミックワクチン   | パンデミックワクチン   |
|------|--|--|
| 特長   | ○新型インフルエンザ発生前に、鳥インフルエンザウイルス(H5N1)を用いて製造  | ○実際に発生した新型インフルエンザのウイルスの株を使って製造   |
| 効果   | ○実際に発生する新型インフルエンザに対する効果は、未知。安全性の確認も必要<br>※20年度、安全性・有効性について臨床研究を実施<br>(留意事項) 接種の効果が生じるまで、3～5週間                                      | ○発症予防、重症化防止の効果が期待  |
| 製造備蓄 | ○鶏卵を使用して製造<br>○現在、ウイルスの変異に備え、複数の株で2,000万人分備蓄<br>(18年度)1000万人分(ベトナム株・インドネシア株)<br>(19年度)1000万人分(中国・安徽株)<br>(20年度)1000万人分(中国・青海株)備蓄予定 | ○鶏卵を使用して製造<br>○発生後に製造開始。国民全員のワクチンを製造するのに1年半程度かかる<br>※細胞培養技術等により、半年以内に製造できるよう、研究を推進 |
| 接種対象 | ○医療従事者、社会機能維持に関わる者に接種<br>○新型インフルエンザ発生前に接種することを検討<br>※臨床研究の結果を踏まえ、将来的には、希望する全ての者に対し、事前接種をすることも検討                                    | ○全ての国民(希望者)に接種<br>○誰から接種するのか、順次検討を進める  |

57

(参考2)ワクチン接種の進め方に関する国会等での指摘

- ・ (衆)厚生労働委員会 感染症法等改正案附帯決議(平成20年4月23日)  
二 プレパンデミックワクチンについては、その有効性や安全性を研究するとともに医療関係者等優先接種対象者への優先順位や接種体制、接種時期等の接種の在り方について、早急に検討すること。また、これらの者以外であって接種を希望する者に対する接種について、ワクチンの安全性や接種体制の確保等を踏まえ、検討を行うこと。プレパンデミックワクチンの備蓄については、必要な量の確保に努めること。なお、副作用被害については、医薬品副作用被害救済制度の活用を周知すること。
  - ・ (参)厚生労働委員会 感染症法等改正案附帯決議(平成20年4月24日)  
二、プレパンデミックワクチンについては、その有効性や安全性を研究するとともに医療関係者等優先接種対象者への優先順位や接種体制、接種時期等の接種の在り方について、早急に検討すること。また、これらの者以外であって接種を希望するすべての者に対する接種について、ワクチンの安全性や接種体制の確保等を踏まえ、検討を行うこと。プレパンデミックワクチンの備蓄について、財政措置を含め必要な量の確保に努めること。なお、副作用被害については、医薬品副作用被害救済制度の活用を周知すること。
  - ・ 与党鳥由来新型インフルエンザ対策に関するプロジェクトチーム「鳥由来新型インフルエンザ対策の推進について」(平成20年6月20日)
- (4)プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチン接種対象者及び接種順位等
- 国は、パンデミックワクチン、プレパンデミックワクチンの接種対象者(医療従事者及び社会機能の維持に関わる者、接種を希望する者等)や接種順位及び接種方法について、透明性、公平性等に配慮するとともに、国民的議論も踏まえながら、速やかに検討し、明確化・具体化する。また、ワクチンに関する流通・接種体制の整備を行う。
  - 全国民が接種の対象となるパンデミックワクチンの接種順位については、医療従事者や社会機能の維持に関わる者のほか、感染率が高い地域の住民や、現段階で新型インフルエンザが重症化する可能性が高いと想定される若年者を優先して接種することを基本として検討する。

58